

【新設】（2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算）

42の11の3-5 措置法第42条の11の3第1項に規定する特定建物等（以下「特定建物等」という。）に係る一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物でその取得価額の合計額が80億円を超えるものを2以上の事業年度において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて80億円を超えることとなる事業年度（以下「超過事業年度」という。）における同項の規定による特別償却限度額又は同条第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定建物等の取得価額は、次の算式による。

（算式）

$$\left(\begin{array}{c} \text{超過事業年度前の各事業年度に} \\ \text{80億円} \text{ — } \text{において事業の用に供した特定建} \\ \text{物等の取得価額の合計額（注）} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{c} \text{超過事業年度において事業の用に供} \\ \text{した個々の特定建物等の取得価額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{超過事業年度において事業の用に供} \\ \text{した特定建物等の取得価額の合計額} \end{array}}$$

（注）超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した個々の特定建物等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。

【解説】

- 1 本通達では、本制度の対象となる特定建物等の取得価額が上限を超える場合で、その特定建物等を複数の事業年度において事業の用に供するときにおける特別償却限度額及び税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額の計算方法を明らかにしている。
- 2 令和6年度の税制改正により、本制度の特別償却限度額又は税額控除限度額の計算の基礎となる特定建物等の取得価額は、一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超える場合には、80億円にその特定建物等の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とされた（措法42の11の3①）。すなわち、その80億円がいずれの特定建物等の取得価額から成るのかについては、特定の特定建物等の取得価額から成るものとするのではなく、特定建物等の全部の取得価額の中に平均的に含まれているものとして計算することとされている。
- 3 ところで、一の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設の整備をする場合において、特定建物等の取得価額の合計額が80億円を超え、かつ、その事業の用に供する時期が複数の事業年度にまたがるときの特別償却限度額又は税額控除限度額の計算に

については、その同一の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に基づいて取得する特定建物等の全部に 80 億円を配賦するという考え方、あるいは、その適用を受ける特定建物等の取得価額の合計額が 80 億円を超えることになった場合に、既にその適用を受けている事業年度に遡及して限度額の計算をするという考え方もある。しかしながら、これらによると計算が非常に煩雑になるため、本通達において、事業の用に供した特定建物等の取得価額が初めて 80 億円を超えることとなる事業年度で、その事業年度において事業の用に供した特定建物等について本制度の対象となる特定建物等の取得価額の調整計算をすることとしている。